

トヨタレンタカー貸渡約款

個人情報の取扱いについて

1. (本ポリシーについて)

本ポリシーは、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」といいます)とトヨタ活用フランチャイズ契約を締結したトヨタレンタカー店(以下「当社」といいます)が、レンタカー事業に関連して、借受人(貸渡契約の申込みをする者を含む。)及び運転者(以下総称して「利用者」といいます)の個人データを扱う取扱う場合に適用されます。当社は、管理業者として、利用者の個人データについて責任を持って取り扱います。当社の連絡先の詳細については、下記をご覧ください。

2. (取得する個人データ)

当社は、レンタカーサービスの提供に際し、当該サービスの利用者より、以下の(1)(2)に定める個人データを、直接又はウェブサイト(チャットボットを含みます)、アプリ、電話(予約センターへの来电咨询を含む。)、店舗、貸渡車庫、整備品(ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等)を通じて取得し、取り扱います。

- 予約時及びレンタカーの貸渡時に取得する個人データ
氏名、メールアドレス、電話番号、住所、生年月日、運転免許証の種類・発給国、クレジットカード情報等のお支払いに関する情報、利用車種に関するデータ(車種・車体(車台)番号・使用目的・借受期間等)
- 貸渡車庫と整備品(ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等)を通じて、レンタカーの利用時に取得する車両データ
走行距離、GPS情報、ETCカードのICチップに記録された情報(利用者がETCカードをレンタルしている場合に限り)、ドライブレコーダーで撮影された情報、カーナビゲーションに登録された情報(検索履歴、メモ)地点、Bluetooth接続情報等)、走行状態計測情報(ペダル操作量、速度、加速度等)などの走行状況に関するデータ

3. (個人データの利用目的と適法性根拠)

当社は、以下の利用目的で、利用者の個人データを取り扱います。また、適用されるデータ保護法の下で要求される可能性のある個人データの取扱いの適法性根拠は、各利用目的に併記しているとおりです。

- 適用される法令及び通達に基づき、貸渡車の作成等、レンタカー事業者が負う義務を履行するため。
借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを扱う取扱う必要があります(契約の履行)。
- 利用者の本人確認及び審査を含め、レンタカーサービスの提供その他これに関連する業務を行うため。
借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを扱う取扱う必要があります(契約の履行)。
- 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品、サービス、又は各種イベントやキャンペーン等の開催について、郵送又は電子メール等の方法により、利用者にご案内するため。
マーケティング及びプロモーション活動を実施するという当社の正当な利益のために、個人データを扱う取扱う必要があります(正当な利益)。
- トヨタレンタカーの商品及びサービス開発を行い、利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するため。
顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを扱う取扱う必要があります(正当な利益)。
- 利用者に対して、トヨタレンタカーの商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため。
顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを扱う取扱う必要があります(正当な利益)。
- 運転者の運転状況について、安全性及びエコの観点から診断し、安全運転に関わる注意喚起(以下「運転診断」とい)を行う等、運転者に対してフィードバックを付与するため。
運転者に安全に走行していただくという当社、利用者及び第三者の正当な利益のために、個人データを扱う取扱う必要があります(正当な利益)。

利用者は、下記9に定める当社の連絡先と連絡することにより、正当な利益に基づく取扱いに関する評価の詳細を取得することができます。また、適用されるデータ保護法の下で契約の履行又は正当な利益に依拠できない場合にあっては、利用者は、上記の利用目的の個人データの取扱いについて、同意します。

4. (個人データの第三者提供)

利用者は、当社が、以下の各利用目的で、利用者の個人データを以下の提供先(利用者の所在する国以外に所在する可能性のある個人データに対して提供することと同意します。利用者は、当社による第三者への自己の個人データの提供の停止を求めることができますが、停止を求める個人データの項目によっては、当社が提供するサービスの一部が利用できなくなる場合があります)。

- 提供先及びその利用目的、提供先

提供先	提供先が利用目的	提供先の所在国
トヨタ自動車株式会社	借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うため	日本
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と提携貸渡契約を締結した者	トヨタ自動車株式会社の商品及びサービスの企画、開発又は利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するため 商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため	日本
トヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店	貸渡契約締結の円滑化等、利用者に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ会社としての体制整備を行うため 運転診断の結果に基づき、関連する商品・サービスを提示するため 取得する商品・サービスの開発開発のため 運転診断の結果を分析し、論文として对外発表するため(特定の個人を識別できないよう加工した場合には限りません)	日本
利用者が利用した有料道路事業者(トヨタレンタカー-貸渡契約第4章第14条第4項に定義します)	利用者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応のため	日本
トヨタ自動車株式会社及び提携機関(トヨタ株式会社、交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等)	よりよい社会・交通・生活環境の創出のため (レンタカーの利用時に取得する車両データのみを提供するものととし、個人を特定できる情報を提供しません)	日本
トヨタ自動車株式会社及び借受人が利用したクレジットカード会社(以下クレジットカード会社という)	クレジットカード利用の際の決済一般に関する業務(クレジットカードの不利用時帳簿・防止(3Dセキュア)の実施、及びクレジットカード会社からクレジットカードの不正利用の疑い・利用履歴その他の不正利用に關連する事項の問い合わせを受けた場合の回答を含みます)を実施するため	日本及び各クレジットカード会社の所在国

5. (保持期間)

当社は、取得した利用者の個人データを利用目的の達成に必要な期間を超えて保持しません。当社は、原則として、利用者の個人データを収集した日から3年間、利用者の個人データを保持します。ただし、個人データをより長い期間保持することが法令上必要な場合又は法的権利の立証、行使若しくは防御のために必要な場合は、当社は、当該個人データをこれらの対応に必要な期間保持します。

技術的な理由により、当社のシステムから個人に関する情報を完全に削除することができない場合は、当社は、利用者の個人データのさらなる利用を防止するために、適切な措置を講じます。

6. (利用者の権利)

利用者は、当社が取り扱う利用者の個人データに関して、法的権利を有しています。これらの権利は、利用者の個人データの取扱いに適用される法律に基づきますが、通常は以下のものが含まれます。

- 利用者の個人データの取扱いに関する情報を取得する権利、及び利用者の個人データにアクセスする権利。
- 利用者の個人データが正確又は不完全である場合、当社に修正を要求する権利。
- 特定の状況において、利用者の個人データの消去を要求する権利。
- 特定の状況において、利用者の個人データの取扱いを制限するよう要求する権利。
- 利用者の個人データを構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利、及び/又は技術的に可能な場合に、そのような個人データを受領者に直接送信するように要求する権利。
- 適用されるデータ保護法に基づいて、個人データの取扱いが利用者の同意に基づいて行われる場合、同意をいつでも撤回する権利。利用者の同意の撤回は、利用者の撤回前に行われた同意に基づいて行われた取扱いの適法性に影響を与えないものとします。
- 当社による利用者の個人データの取扱いに異議を唱える権利。
利用者は、下記9に定める当社の連絡先と連絡することにより、利用者の権利を行使することができます。また、利用者は、利用者の権利が当社によって侵害されたと考えられる場合は、管轄のデータ保護監督当局に苦情を申し立てることができます。

7. (安全管理措置)

当社は、取り扱う利用者の個人データの漏えい、紛失、又は毀損を防止することを含め、個人データのセキュリティを維持するために、必要かつ適切な措置を講じます。具体的には、個人データの取扱いに関する権限を制限するほか、個人データの取扱い状況を定期的に自己点検し、個人データの取扱いに関する従業員も定期的な研修を行い、個人データの取扱いに使用される機器の盗難又は紛失の防止、及びアクセス制御を実施します。また、個人データを取得し及び当社の委託先及び従業員に対して適切な監督を行います。上記の利用目的の個人データの取扱いについて、同意します。

8. (外国への個人データの移転)

当社は、利用者の所在する国以外に所在する第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを確保するか、利用者の同意を取得すること等により、適用されるデータ保護法を遵守します。

- 移転先となる国・地域が、適用されるデータ保護法の下で利用者が個人データについて有する権利及び自由に対して十分なレベルの保護を確保している国・地域に属していること。
- 第三者が適用されるデータ保護法により要求される個人データの移転に係る契約を当社と締結していること。

9. (管理者である当社の連絡先)

管理者である当社の連絡先は、以下のとおりです。本ポリシー、利用者の権利、又はその他個人データの保護に関する事項についてご質問がある場合は、当社のデータ保護窓口までご連絡ください。データ保護窓口の連絡先は、当社ホームページのプライバシーポリシーサイト、または店頭スタッフにお問い合わせください。

第1章 総 則

第1条(約款の適用)

当社は、この約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡するものとし、借受人は約款及び細則を理解したうえでこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で約款に添うことがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。
- 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

第2章 予 約

第2条(予約の申込)

- 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金表等と同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始時刻、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。
- 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社が保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消等)

- 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
- 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー-貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
- 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。
- 前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 借受人及び当社は、予約が取消されたことと貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条(代替レンタカー)

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件(以下「条件」という)に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
- 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡することが可能なときは、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し込むことができるものとします。
- 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡するものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱については、前条第5項を適用するものとします。

第6条(予約業務の代行)

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱うトヨタレンタカー予約センター・旅行代理店・提携会社等(以下「代行業者」という)において予約の申込をすることができます。
- 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸 渡

第7条(貸渡契約の締結)

- 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
- 当社は、基本通達21(0)及び(1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所・運転免許の記載及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めるとし、この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提示するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをすることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者は携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるとし、かつ、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードもしくは現金等の支払方法の指定、及び事前決済(Web決済)または現地決済(店頭払い)を指定することができます。また、「借受人」が利用できる支払方法(現金等)及びクレジットが指定されることがあります。
- 現金等の支払方法を指定することがあります。
- 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱については、第4条第5項を適用するものとします。

第8条(貸渡拒絶)

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができますものとします。

- レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- 酒気を帯びていると認められるとき。
- 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
- 第26条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー一店間で共有する貸渡貸渡者リスト(以下「貸渡貸渡者リスト」という)に登録されているとき。
- 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その仮設会社の組織に属していると認められるとき。
- 当社の取扱いに關し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは誹謗を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
- 約款及び細則に違反する行為を行ったとき。
- (その他、当社が不適切と認めたとき。

- 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
(1) 貸渡しできるレンタカーがないとき。
- 借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。
- 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第10条(貸渡料金の成立等)

- 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 貸渡料金は、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
(1) 基本料金

- 免責補償料
- 特別装備料
- ワンウェイ料金
- 燃料代
- 引取配達料
- その他の料金

基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所等に届け出て実施している料金によるものとします。

当社は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、同返費用(借物の返却料)を支払うものとします。

借受人又は運転者は、レンタカーの使用で、前項により交付を受けた貸渡証を携行(電磁的記録による携行を含みます)しなければならないものとします。

第11条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条(点検整備等)

当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとします。

借受人又は運転者は、レンタカーの運転にあたり、別に定める点検表に基づく車体外觀及び付属品の点検を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第13条(貸渡証の交付・携行等)

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所が指定した内容と整備状況に所定の貸渡証を書面(電子メール等)の電磁的方法を含みます)により借受人に交付するとします。

- 借受人又は運転者は、レンタカーの使用で、前項により交付を受けた貸渡証を携行(電磁的記録による携行を含みます)しなければならないものとします。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使 用

第14条(借受人の管理責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守し、レンタカーを正しく使用するとします。
- 借受人又は運転者は、使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車庫、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。
- 借受人又は運転者がETCシステムを利用した場合において、有料道路の運営会社等(以下「有料道路運営会社等」という)から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の支払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転車に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

第15条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けるとなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
- レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- レンタカーの自動車登録番号種又は車両番号種を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
- 当社の承諾と受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- 当社は又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為などレンタカーの手損を含むものをかたに限らない)を行うこと。
- (その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条(違法駐車)

借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地点を離れるものとし、(以下「管轄警察署等」という)に出頭し、自らの事情と負担に違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレンタカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違法処理」という)ものとし、また、

- 当社は、警察等からレンタカーの違法駐車を連絡を受けたときは、借受人又は運転者は連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署長に出頭して違法処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書及び納付書・借受証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理される行為で借受人又は運転者が前にて繰り返した前項の指示を行うものとし、また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に通報し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社の所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。

- 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び前項に定める自署書、自署名書及び貸渡証等の資料を提出することと同意します。
- 借受人又は運転者がレンタカーを使用して違反処理を行なかつた場合、当社が借受人、若しくは運転者若しくはレンタカーの返還に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとし、
(1) 放置違反相当金額
(2) 当社が「違法駐車」について(「https://rent.toyota.co.jp/guide/usage/houchusha.aspx」)に定める駐車違反返還料金(上記1)(2)の探索費用と併せ、以下「駐車違反料金」)
- 探索費用及び車両管理費用
- 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金を返付されたときは、駐車違反金は借受人に返還するものとします。
- 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払ったときは、借受人は、当該駐車違反の発生、生年月日、運転免許証番号等全し協システムに登録する等の措置をとるとし、借受人はこれに同意するものとします。

第18条(GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全球球定位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- 貸渡契約の履行7時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- 第25条第1項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、GPS機能は、第1項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することと同意するものとします。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を交通システム・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。
- 借受人及び運転者は、第1項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することと同意するものとします。

第19条(ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されるとき、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動運転・先安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。
- 借受人及び運転者は、第1項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することと同意するものとします。

第20条(ETCカード貸出サービス)

借受人及び運転者は、ETCカード貸出サービスを利用する場合は、下記の事項に同意のうえて利用するものとします。

- 使用中の通行料金は、レンタカー-返却時にETCカードのICチップに記録された情報を全額精算する。
※ ICチップに記録されたいし料金調整または割引があります。
(通行止め時の料戻り繰り越し料金調整、ETCカードのICチップに記録された情報を全額精算サービス)
- 以上のようにならば、通行料金の未払いが判明した場合、追加で利用料を、申告忘れの費用が判明した場合、申告忘れの費用が判明した場合、ETCカード若しくは精算機を確實にやり、通行履歴、金額が確認できなかった場合、何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタカー一店に返却した場合
ETCカードの紛失及び盗難等が発生した場合、当社に連絡するとともに、それらに起因して生じた第三者の不正使用等により発生した損害については借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動運転・先安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。
- 借受人及び運転者は、第1項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することと同意するものとします。
- 借受人及び運転者は、ETCカードを貸し出すこととします。
- 借受期間が満了したにもかかわらずレンタカー-ETCカードの返却がない場合、当社が道路事業者に貸出ETCカードの利用停止を依頼する事を承諾する。
- 道路事業者からETCカード利用者についての問い合わせが入った場合(借受期間満了後も含む)、求めに応じ氏名、住所及び連絡先等、利用者の個人情報を開示する。

第5章 返 還

第21条(借受人の返還責任)

- 借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条(レンタカーの確認等)

借受人は、当社に受けしものにも、レンタカーを返還する費用(劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するもの)とします。

借受人は、レンタカーの返還にあたってレンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第23条(レンタカーの返還時期等)

借受人は、第11条より借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に定める貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に戻還したときは、前項の料金に加え、超過した期間に応じた超過する借金の返却料を支払うものとします。

第24条(レンタカーの返還場所等)

借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。

借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用(借物の返却料)を支払うものとします。

第25条(レンタカーが返還されなかった場合の措置)

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を含む法的手続きのほか、GPS機能を利用してレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するとし(以下「全協システム」協会への不返還被害報告や、全し協システムに登録する等の措置をとるとともに、借受人はこれに同意するものとします。

- 借受期間が満了したにもかかわらず当社に返還請求にしないとき。
- 借受人の所在が不明であることと返還と認められるとき。

前2各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第26条(貸渡情報の登録と利用の合意)

約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名、生年月日・運転免許証番号等(以下「貸渡者情報」といいます)及び「貸渡情報」というのが全し協システム及び貸渡貸渡者リストに7年を超えない期間登録することに同意するものとします。

- 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第13条第5項に定める駐車違反金を当社に支払ったときと、
- 前条第1項各号に該当したとき。

約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとします。

- 全し協システムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員

事業者に利用されること。

(2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー一店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の